省　令

○厚生労働省令第三十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十一条の四第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百八十一条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第八十一条の四第二項の規定により、前項第十八号から第二十一号までに掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第百六十三号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月十九日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡白浜町白浜三千三百四番地　山口　清七

○法務省告示第百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

成建鋼業株式会社	北海道旭川市東鷹栖二線十一号二千五百三十七番地の七十二	鉄筋施工
株式会社旭都鉄筋工業所	北海道旭川市六条通二十二丁目右六号	鉄筋施工
有限会社オール・パーパス	福島県福島市岡部字根深百三十二番地	防水施工
株式会社丸正	福島県喜多方市高郷町上郷字野際戊百十七番地	石材施工
有限会社中林塗装工業	群馬県藤岡市中八百四十三番地	塗装
尾島外壁	埼玉県さいたま市南区内谷三丁目九―十五レーベンハイム武蔵浦和二百四	防水施工
株式会社日和	東京都大田区矢口三丁目二十八番一号	機械加工
有限会社東新工務店	東京都豊島区南大塚三丁目四十三番十三号	型枠施工
アセアンテクノロジー株式会社	福井県福井市新田塚一丁目二十五番十八号	仕上げ
有限会社S．S．Kマツキュウ	岐阜県山県市東深瀬八百三十三番地八	建築大工
フカツ外装株式会社	愛知県豊田市和会町山下り五十一番地二	建築大工

○法務省告示第百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社アイ・テック	静岡県静岡市清水区三保三百八十七番地七	鉄工

○法務省告示第百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社いながき	千葉県船橋市新高根三丁目二十三番十九号	型枠施工

○法務省告示第百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社誠辰	埼玉県入間郡毛呂山町目白台一丁目二十番地七	型枠施工
有限会社米澤興業	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十三番地	型枠施工
有限会社加納建設	神奈川県川崎市高津区千年千五十八番地八	型枠施工
株式会社末次工務店	神奈川県川崎市麻生区東百合丘一丁目三十七番二十五号	型枠施工
有限会社太平兄弟建設	神奈川県平塚市土屋二千二百九十七番地の六	型枠施工

○法務省告示第百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社オオワダ	茨城県猿島郡境町千八百八十九番地七	塗装
株式会社エム・イー・エス由良	和歌山県日高郡由良町大字網代百九十三番地の十三	塗装、溶接、鉄工